

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(先進安全自動車の整備環境の確保事業)

令和5年4月27日 国自整第7号

令和6年4月16日 国自整第20号

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、先進安全自動車の整備環境の確保事業に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付、自保第151号。以下「交付要綱」という。）のうち、先進安全自動車の整備環境の確保事業にかかる実施要領を以下のとおり定めるものである。

(用語)

第1条 この要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 日本に拠点を有していること
- 二 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 三 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- 四 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- 五 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること
- 六 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業の範囲は、スキャンツールの導入に要する経費（設備費）とスキャンツール利活用のための研修に要する経費とする。（業務管理費を除く）

- 2 補助対象経費のうち、業務管理費については、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷製本費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために必要と認められるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。
 - 一 建物等施設に関する経費

- 二 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 三 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等はこの限りではない。）
- 四 その他事業に関係ない経費

（補助率及び間接補助額）

第4条 補助対象事業者に対する補助金の交付に係る補助率及び間接補助額については、次のとおりとする。

- 一 補助率 定額
- 二 間接補助額 6億8,428万8,000円の範囲内とする。

2 間接補助対象事業者に対する補助金の交付に係る補助率及び補助金限度額は次のとおりとする。

- 一 補助率 スキャンツールの導入に要する経費（設備費）の1/3
スキャンツール利活用のための研修に要する経費の1/3
- 二 補助金限度額 1事業場あたり16万円

（被害者保護増進等事業費補助金交付申請書）

第5条 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象事業の種別」の欄には、「先進安全自動車の整備環境の確保事業」と記載すること。
- 二 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度先進安全自動車の整備環境の確保事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付すること。
- 三 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度先進安全自動車の整備環境の確保事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付すること。
- 四 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載すること。

（補助対象事業実績報告書）

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項等は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象経費」の欄には、補助対象経費の合計額を記載すること。
- 二 「補助金充当予定額」の欄には、補助金見込額の合計額を記載すること。
- 三 「その他参考となる事項」の欄には、補助事業を完了した年月日を記載すること。
- 四 「補助対象経費」及び「補助金充当予定額」に記載の金額の内訳（事業者情報、補助対象経費、補助金の額計、申請機器の情報等）が分かるものを添付すること。
- 五 その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類を添付すること。

六 消費税は含まずに算出すること。

七 「補助金充当予定額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

附則（令和5年4月27日付、国自整第7号）

1. この要領は、令和5年度の補助金から適用する。

附則（令和6年4月16日付、国自整第20号）

1. この要領は、令和6年度の補助金から適用する。